

「Zero Carbon Yokohama」の実現に向けて

脱炭素社会の実現を目指して横浜市と12の市町村が 再生可能エネルギーに関する連携協定を締結

横浜市は、平成30年10月に改定した「横浜市地球温暖化対策実行計画」（以下、実行計画）において、脱炭素化の実現に向け「Zero Carbon Yokohama」を掲げ、地球温暖化対策・エネルギー施策を強化し、持続可能な大都市モデルの実現に向けた取組を進めています。

このたび、横浜市と、再生可能エネルギー資源を豊富に有する12の市町村は、脱炭素社会の実現を目的とした再生可能エネルギーに関する連携協定を締結しました。

本連携協定により、再生可能エネルギーの連携とともに、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏（※）」の理念に基づき相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現を目指して取り組んでいきます。なお、今回の連携は、同様の連携事例としては全国で最大規模となります。

※地域循環共生圏：各地域がその特性に応じた地域資源を生かし、自立・分散型の社会を形成しつつ、近隣地域と地域資源を補完し支え合うことで、地域を活性化させるための考え方。第五次環境基本計画（2018年4月閣議決定）にて提唱。

1 経緯

- 平成28年11月に発効されたパリ協定の下、今世紀後半の脱炭素化に向けて世界は既に動いており、再生可能エネルギーを調達できる環境が企業立地や競争力にも影響を及ぼす時代になりつつあります。このような世界の潮流を踏まえ、横浜市では、2050年を見据えた「Zero Carbon Yokohama」の達成に向け、徹底した省エネによるエネルギー消費量の削減と、市域で使用するエネルギーの再生可能エネルギーへの転換を推進しています。
- このたび連携する12市町村は、再生可能エネルギー資源を豊富に有し、また都市と地域循環共生圏の構築を目指しています。そして、横浜市の「Zero Carbon Yokohama」の方針や、実行計画の重点施策として位置付ける「広域連携による再生可能エネルギー導入の検討」の取組に強く共感をいただきました。
- その後、それぞれの自治体と協議を進め、再生可能エネルギー等に関する連携協定を締結することとしました。



2 連携協定を締結する市町村

今回横浜市と連携協定を締結するのは次の12市町村です。

- 青森県横浜町
- 岩手県北広域振興局対象自治体等（9市町村）
（久慈市、二戸市、葛巻町、普代村、軽米町、野田村、九戸村、洋野町、一戸町）
- 福島県会津若松市
- 福島県郡山市

裏面あり

3 連携協定の対象分野と主な取組内容

2050年を見据えた脱炭素化の実現に向け、市域における再生可能エネルギーの主体化を長期的な視点で推進するため、以下の3分野について連携します。

(1) 再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関すること

各地域で発電された太陽光、風力、バイオマスをはじめとした再生可能エネルギー電気を、横浜市内の市民、事業者、公共施設等へ供給するスキームの検討を連携して行います。

(2) 脱炭素化の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出に関すること

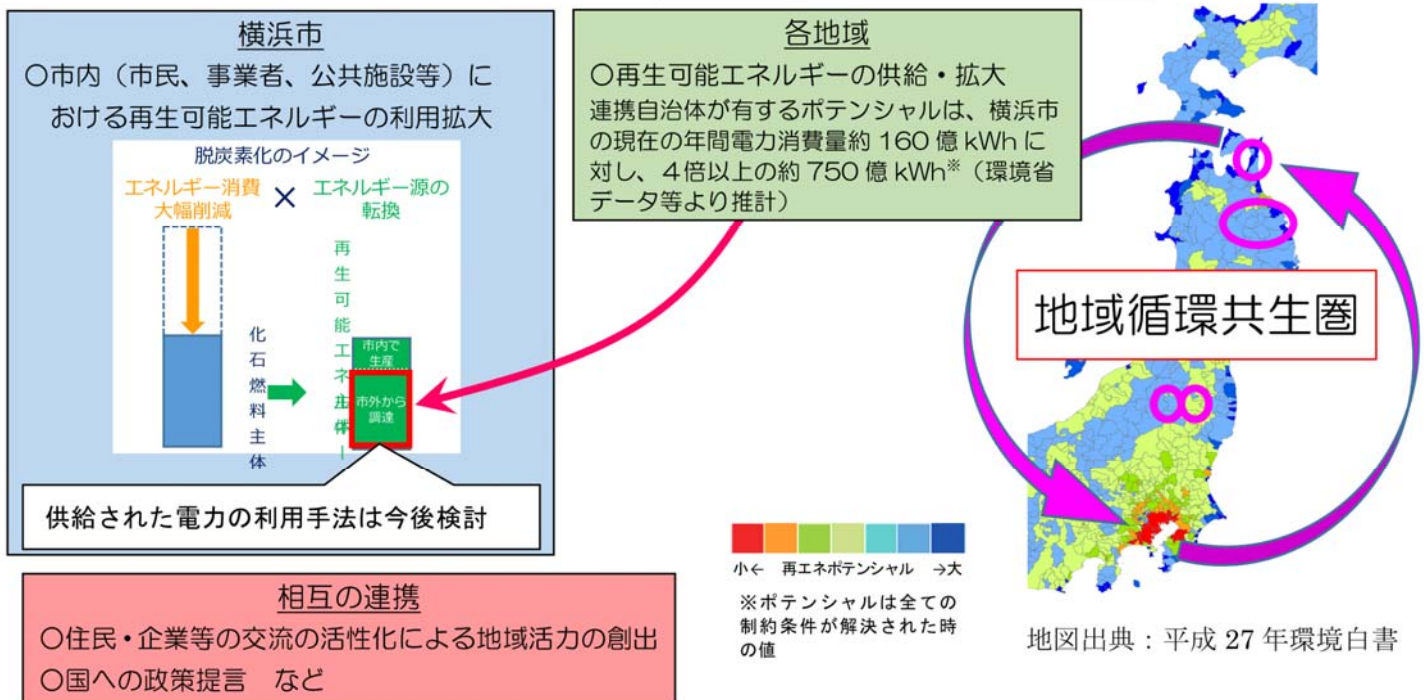
横浜市と各地域の住民や企業が再生可能エネルギーの供給等を通じて交流を深め、地域活力の創出につながる取組を検討します。

(3) 再生可能エネルギー及び地域循環共生圏の構築に係る国等への政策提言に関すること

再生可能エネルギーの連携や温暖化対策を通じた地域循環共生圏の創造を進める中で得られた課題等について、必要に応じて政策提言を行います。

4 各地域との連携イメージ

各地域と連携し「再生可能エネルギーの供給」と「地域活力の創出」の実施スキームを検討し、再生可能エネルギーを活用した都市と地方の地域循環共生圏の新たなモデルの構築を図ります。



5 今後の取組について

- 今後、「Zero Carbon Yokohama」で掲げる2050年を見据えた脱炭素社会の実現に向け、各地域と再生可能エネルギーの供給に関する具体的な仕組みについて、協議を進めていきます。
- また、将来的な市内での展開を見据え、既に脱炭素化や環境に関する先進的な取組を進めている新横浜都心、日吉・綱島地区を中心とした環境モデルゾーンで、具体的な検討、実証を進めていきます。

お問合せ先

温暖化対策統括本部調整課企画担当課長 池上 武史 Tel 045-671-4108

【※協定を締結する自治体様】と横浜市における再生可能エネルギーの活用を通じた連携協定書

【※協定を締結する自治体様】と横浜市は、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の理念に基づき相互の連携を強化し、脱炭素社会の実現を目指し再生可能エネルギーの活用を通じた取組を推進するため、以下のとおり連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 【※協定を締結する自治体様】と横浜市は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- （1）再生可能エネルギーの創出・導入・利用拡大に関すること
- （2）脱炭素化の推進を通じた住民・地域企業主体の相互の地域活力の創出に関すること
- （3）再生可能エネルギー及び地域循環共生圏の構築に係る国等への政策提言に関すること

2 具体的な実施事項については、【※協定を締結する自治体様】と横浜市が合意の上、決定する。

（環境への配慮）

第2条 【※協定を締結する自治体様】と横浜市は、前条に定める事項の連携・協力を行うにあたっては、できる限り環境に配慮するものとする。

（協定の見直し）

第3条 【※協定を締結する自治体様】又は横浜市のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（その他）

第4条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、【※協定を締結する自治体様】と横浜市の協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、【※協定を締結する自治体様】と横浜市それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成31年2月6日

【※以下、協定を締結する自治体様】

（住所）

（自治体名）

（首長名）

横浜市中区港町1丁目1番地

横浜市

横浜市長 林 文子